平成２９年（フ）第１１１号
埼玉県越谷市大沢３丁目29番34号
破産者　石橋　昌利
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
埼玉県越谷市大沢３丁目29番34号
破産者　石橋　里花
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
埼玉県吉川市美南５丁目15番地１　エスポワールⅡ101
破産者　永野　寛之
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５４号
新潟市東区船江町１丁目42番15号
破産者　西山　修司
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６５号
山梨県甲府市徳行３丁目13番13号　キヨクニアパートメントザハウス４－Ｃ、旧住所岐阜県多治見市幸町１丁目１番地の１　マーブル七番館202・三重県鈴鹿市野町東２丁目３番３号　リースホーム野町Ｄ
破産者　和田　紀彦
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
愛知県岩倉市東新町下境52番地　岩倉団地57棟402号
破産者　上原　晃司
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２９２号
愛知県岩倉市東新町下境52番地　岩倉団地57棟402号
破産者　上原　麻美
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６２号
愛知県一宮市森本５丁目10番11号　グランチェスタＳＯＵＴＨⅡ202号
破産者　塚本　　真
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２６号
愛知県一宮市木曽川町内割田字八荷丸565番地
破産者　小木曽　均
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２０４号
広島市中区広瀬北町４番11―504号
破産者　ＣＵＲＲＹ　ＨＯＵＳＥ　カレッジこと　原　　勉
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７８号
福岡市東区和白３丁目12番25号
破産者　中村　光雄
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４８号
福岡市西区愛宕１丁目３番22号、前住所福岡市東区馬出４丁目４番23―407号
破産者　宗田　智幸
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７９号
福岡県太宰府市坂本１丁目３番35―401号
破産者　森田　陽子
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１号
秋田市外旭川字梶ノ目524番地１
破産者　アキタカラーこと　川原　聖一
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０号
秋田市大住３丁目４番25号　セジュール大住Ⅰ105
破産者　前川　寿之
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７０号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡１丁目21番10号　サニーコート松が岡Ｂ－３
破産者　佐藤　　透
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３１号
神奈川県茅ヶ崎市松林３丁目８番14号
破産者　奥村　正弥
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３２号
神奈川県茅ヶ崎市松林３丁目８番14号
破産者　奥村　明子（旧姓内藤）
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８８号
横浜市中区本牧町１丁目95番地６　塩田ハイツ２Ｆ
破産者　伊藤　暢朗
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部